

ワーゲマンは、庶民金融機關の代表的なものとして、貯蓄銀行、農村信用組合、工業信用組合を擧げ、これが近年國民貯蓄の爲めに大いに役立つてゐることを指摘してゐる。亦、一般國民の金融機關として貸付を行ひドイツ國民中の庶民の爲めに缺く可らざる機能を果してゐることは周知の事實である。

農村信用組合は、その決算額に於て、一九三二年末二十五億六千五百萬ライヒスマルクより、一九三七年末二十九億二千萬ライヒスマルクに増加し、一九三八年には四十億ライヒスマルクに増加してゐる。工業信用組合は決算額に於て一九三二年末十七億二千萬ライヒスマルクより一九三七年末二十二億五千二百萬ライヒスマルク、三八年更に二十三億六千二百萬ライヒスマルクに増加してゐる。亦貯蓄銀行は一九三二年末百五十二億五百萬ライヒスマルクより三七年末二百一億三千二百萬ライヒスマルクに増加してゐる。斯くの如く一九三二—三三年以來最近に到る迄の組合及び貯蓄銀行は常に發展の一路を辿り、そこに集積せる資金の著しく増大せるを見るのである。一般銀行、特に八大銀行に於ける決算額の減少せる事實に比較するとき貯蓄銀行及び信用組

合の意義の如何に重大であるか了解出来る譯である。八大銀行は一九三二年末九十七億一千萬ライヒスマルクより三七年末九十一億八百萬ライヒスマルクに減少してゐるのである（この減少の原因に於ては、既に簡単に指摘した）。

信用組合の方面に於ては、特に預金額の顯著な増加が注目を惹く。例へば、農村信用組合の全預金額は、一九三二年末十七億二千四百萬ライヒスマルク、三七年末二十六億ライヒスマルク、三八年六月末二十七億六千萬ライヒスマルクに膨脹し、遂に十億ライヒスマルク以上の純増加を來してゐるのである。

亦、工業信用組合の全預金額は、一九三二年末十二億三千二百萬ライヒスマルク、三七年末十七億五千三百萬ライヒスマルク、三八年六月末十八億八千三百萬ライヒスマルクに膨脹し、六億五千萬ライヒスマルクの増加を示してゐるのである。此の如き組合預金の急激な増加は、全組合金融機關の金融状態を一變せしめた。下級機關としての工業及び農村各信用組合に於ては、銀行債務は償還され、銀行よりの借入資金の調達に因つて賄はれ得るに至つたのである。

銀行に對する債務の償還と共に銀行預金、特に上級信用組合に對する預金も増加し、有價證券投資も相應の増加を示してゐる。斯くて對銀行債務と預金との關係は反對となるに至つたのであ

る。従来常に組合は、借残高のみであるが、之が貸残高に變化してゐる。農村信用組合に於ける借残高は一九三二年三億ライヒスマルクに上つたが、三八年中には反對に三億ライヒスマルクの貸残高を示すに至つた。工業組合は同じく借残高一億ライヒスマルクが貸残高二億ライヒスマルクに變つてゐる。

信用組合は、特に有價證券投資に於ても増加を示してゐる。この有價證券の中には國家の公債（整理公債）を多く含み、従つて公債消化の爲めの一役を買つてゐることは勿論である。工業信用組合に於ける有價證券投資額に付き見るに、一九三二年末六千一百萬ライヒスマルクに過ぎなかつたものが、三八年末には實に二億五千萬ライヒスマルクに増加してゐるのである。

農村信用組合に於ける有價證券投資額は、一九三六年末一億三千一百萬ライヒスマルクのものが三八年末には二億ライヒスマルクに上つてゐる。この證券は確定利子付證券にして之が手持は流動性を増加せしめることとなり、こゝに民間銀行に於けると同一の傾向が看取せられるに至つてゐる。

信用組合の貸付額も引續き増加してゐるが、最近二、三年に亘る増勢は特に顯著である。例へば、農村信用組合の貸付額は、一九三二年末二十億四千三百萬ライヒスマルクより三七年末二十

一億七千四百萬ライヒスマルクに上り、同じく工業信用組合は、十三億一千三百萬ライヒスマルクより三七年末十五億六千萬ライヒスマルクに増加してゐるのである。

農村及び工業信用組合に示されてゐる流動化の傾向は、中級金融機關としての農村地方中央金庫及び工業地方中央金庫にも又最高機關たるドイツ中央組合金庫にも看取し得られる。農村中央金庫に於ては、預金が一九三二年末一億四千三百萬ライヒスマルクより三七年末五億九千一百萬ライヒスマルクに急増してゐる。されば、金庫の負擔する銀行債務は減少し、預金が著しく増加してゐる。五億ライヒスマルクの借残高は一億ライヒスマルクの貸残高となり、有價證券投資も亦當然に増加してゐる。

工業地方中央金庫に於ても預金は、一九三二年の一億ライヒスマルクより三八年末に二億六千六百萬ライヒスマルクに増加し、四千萬ライヒスマルクの借残高より六千萬ライヒスマルクの貸残高に一變して居り、有價證券投資が一千二百萬ライヒスマルクより一億三百萬ライヒスマルクに増加してゐるのである。

組合金融組織に於ける最高機關は、その組織の金融調整を行ふことを目的とするものである。従つて下級若くは中級機關が借入を必要とする場合には、最高機關は中央信用市場に於て之を調

達するものであり、又、下級若くは中級機關に過剰資金が存在する場合にはこれを運用するものである。

中級及び下級機關に於ける資金性質の變化は、ドイツ中央組合金庫に對してその中央信用市場への債務を銷却せしめ、又手形債務を減少せしめるに至つたが、中央金庫の信用援助は殆んど大部分がライヒスバンクに於て再割引の形式で行はれてゐたものである。尙之等の機關に於ける貸出は、公共團體に對して著しく急増してゐることは刮目に値する。

上述の如くに組合金融組織に於ては、預金が急激に増し、その金額に於て銀行借入金を遙に凌ぐに至り、一般的にこの傾向が一の常態的傾向と見られるに至つた。即ち、この結果として、資金調達方法が銀行借入金よりも寧ろ預金に依存するに至れること、従つて又中央信用市場に對する立場が投信的傾向を帯ぶるに至つたことを知るのである。

而して右の組合金融の傾向は貯蓄銀行にも看取せられるものである。従つて先づ極めて堅實な傾向を辿れることを知る。各金融機關の現勢は、次の統計表によつてその概觀を窺ふことが出来るよう。

信用組合及貯蓄銀行の貸付額 (一九三七年末)

手形貸付 當座貸付 不動産貸付 合 計	農村信用組合		工業信用組合		貯蓄銀行	
	金額	割合%	金額	割合%	金額	割合%
	三六、五	一・七	二八四、二	一八・二	二一六、九	二・四
	一、二一九、八	五七・三	九三二、〇	五九・七	一、二三六、四	一三・五
	一三、七	二八・九	一五七、三	一〇・一	四九八、四	五・四
	二五七、五	一二・一	一八六、八	一二・〇	七、二一四、七	七八・七
合 計	二、一二七、五	一〇〇・〇	一、五六〇、三	一〇〇・〇	九、一六六、三	一〇〇・〇

信用組合及貯蓄銀行の預金額 (一九三七年末)

貯蓄預金 通知預金 定期預金 當座預金 合 計	貯蓄銀行		農村信用組合		工業信用組合	
	金額	割合%	金額	割合%	金額	割合%
	一六、〇六六	八五・八	二、一七四	八三・六	八七八	五〇・一
	七九七	四・三	七五	二・九	三九六	二二・六
	一、八六六	九・九	三五一	一三・五	四七九	二七・二
合 計	一八、七二九	一〇〇・〇	二、六〇〇	一〇〇・〇	一、七五三	一〇〇・〇

信用組合、貯蓄銀行共に中級信用供給機關として、之が國民大衆の最も容易な信用授受の機關

である。従つて、こゝに於ける機能が圓滑に進展し、積極的に好轉し、擴大しつゝあるといふことは、とりも直さず國民大衆の庶民的生活が好轉し従つて金融關係に於ても安定化しつゝあることを示すものである。

只兩者の性質が異なるが故に、それを利用する庶民層も自ら區別されてゐることは當然である。然しそれ丈各種の階層及び廣汎な大衆の融資及び貯蓄を助長することゝもなる。組合は主として農業經濟と中小企業經濟の金融を管理するものにして、原則として組合員に對して行はれるものである。組合員に對して授信業務を行ふものであるが故に、手形信用、當座貸越及び動産信用等の形式に於て行はれる個人信用に重點を置くものである。個人信用を重視するものである限り、當然に短期信用業務を中心とすることは止むを得ない。

組合が外觀上農村信用組合と工業信用組合とに別れて、一方は農業及び農村工業の分野を、他方は手工業、工業及び其の他の都市に於ける經濟部門間の金融の取扱を爲すが如くに映じてゐるが、本質上は上述の如くに農業經濟と中小企業經濟の金融の取扱ひに存するのである。亦、貯蓄銀行と雖も農業經濟金融を主たる對象とするものと都市經濟金融を主たる對象とするものがあることは事實上明白にして、只形式上分類されてゐないだけである。

しかし營業上の見地より見る限り、斯る分類の見方はさしたる効果を齎らすものではない。實に貯蓄銀行は廣汎な範圍に亙るところの精神的及び肉體的勞働者の貯蓄、換言すれば主として消費經濟の管理を行ふものにして、不動産信用に重點を置き、従つて長期的一般金融業務を主たる業務として營むものである。

何れにしてもドイツ國民大衆の廣汎な部分が依據してゐるところの庶民金融機關が一九三二年前後の不況の影響を脱して反對に尨大な資金を擁して積極的に金融操作を實行するに至つたことは、とりも直さずドイツ國民大衆の生活の安定化を示すものであると一應規定することが出來よう。而してこの庶民金融機關の活況、特に資金の蓄積部分は公債に振向けられてゐるとすれば二重の機能を遂行してゐるものといふことが出來るのである。單にこの國民貯蓄資金の増大が公債消化の作用を行つてゐるとのみ解釋し得ずして、更にそこに重大な意義が附されてゐることを認識しなければならぬ。それは何んであるか。既に概説したところでもあるが、主として公債増發に伴ふインフレーションの發生を防止する爲めに最後の城砦を、この貯蓄部分が成してゐるといふことである。従つてこれ等庶民金融機關に蓄積せられるに至つたところの國民の貯蓄資金は實に重大な意義を有してゐるものであるといふことが出來るであらう。元よりインフレーション

防止の爲めの政策は唯一つこれのみであると限つてゐるものではないが、ともかく重要な一政策を形成してゐることは否定し得ないのである。特に貯蓄銀行の一九三七年末の二百一億三千二百万ライヒスマルクの巨大な貯蓄と且つ巨大な額に上る有價証券投資、就中公債への投資を想ひ合はせ、更にそれが何れも堅實に投資であり、眞の貯蓄資金を形成してゐるものであることを願慮するとき、如何にインフレーションの防止の爲めに役立つてゐるかは想ひ半ばに過ぎるものがあるのである。兎も角、貯蓄銀行、八大銀行及び信用組合のみの一九三二年二百九十二億ライヒスマルクの貯蓄が三百四十四億一千二百萬ライヒスマルクに達し、約五十二億一千二百萬ライヒスマルクの増加を來してゐるのであるから、全體として之等がインフレーション防止の爲めの安定條件を形成してゐることは明白でなければならぬ。

五

ドイツ庶民金融機關としての貯蓄銀行及び信用組合を中心とする庶民金融の情勢は相當に活況を呈してゐることは上述の通りである。

この傾向は一般小銀行にも看取せられるところであるが、更に大銀行にも特殊の傾向を招來するものとして注意を惹くものである。即ち大銀行には最近小口信用に對する需要が増大し、二萬

ライヒスマルク以下の小口の貸出が可成り多額に上るに至つたことである。而してその返済も非常に速く、一年間に債務者の名簿は一變するとまで云はれてゐる。このことは次の原因に基づくものであることは明白である。即ち一面大企業の自給的金融により大口の貸出が平均して激減するに至り、他面、ドイツの一般企業界乃至その従業員間に利潤が浸潤し、流動性が昂まつて來たことに基づくものである。

第一に主要重工業會社數個の例に見るもその純収益高は——賣上高より生産原料、補助材料及び動力材料の支出を控除せるものである。但し一九三七年の新會社法に因る同年の統計は前記三種の出費の他に生産過程に要した數種の費用項目が控除されてゐる——は著しく増大してゐる。

各重工業會社の収益額 (單位百萬ライヒスマルク)

	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六
シ	一三二	一三三	一三四	一三五	一三六	一三七
ク	二四〇	一九〇	二八二	三九二	四六二	五〇五
ダイムラー・ペンツ	一〇八	一一八	一七七	二三二	二八七	三一六
I	三一	四九	八二	一一一	一四二	一四九
ホルツマン	四七六	四九一	五六五	六一一	七〇四	五三五
ホルツ	一〇	一一	二七	四〇	四六	四〇

シュルトハイス・ポツ	七一	六二	六四	七〇	七十	八〇
ツンホーファ	二五	二八	三五	三九	四一	三七
フェルトミュール	四九	四五	四七	六一	七一	五四
ウインタースハル	一七	二三	四四	六七	一六三	一四七
ライン金屬・ボルジヒ						

右の如くに利潤増加は顯著である。而して一般に原料價格の低下が特徴である故に、収益の増加は生産量の増加に因るものと謂はれる。ドイツ經濟活況の一因の堅實なることが示されてゐる。企業の實收増に比して勞銀及び俸給は全體として就業者の増加の爲め二倍以上に増加してゐる。フランクフルト新聞の調査は、之等は生産經濟の實收増に比し幾分低率の改善を見るに過ぎないことを報告してゐる。即ち各事業は生産の合理化により個別賃銀の増額よりはその生産能率の増大が一層顯著であつたことを示してゐる。

事業負債の償還も一九三四年以來著増してゐる。統計局は三四年十八億、三五年二十億、三六年二十三億の負債銷却を爲してゐることを發表してゐる。三七年、三八年は更に増加してゐる。このことは各種の論議を別として純収益の低下の場合の豫防的手段で、従つて巨額の生産準備金が蓄積されてゐる結果となる。而もこの負債銷却は一應飽和して既に利益金額の増大として示されてゐることも注意を要する事實である。

生産經濟に於ける収益増は必然的に納稅負擔を伴ふて、著しく壓力を加へてゐるが、しかし利潤の増大は尙ほ之を凌駕し著増してゐるのである。従つて各企業は自給的金融を盛に實行してゐる。之は株式及び社債の發行制限條令に因り發行の手續きも困難になつた爲め、大企業の自己投資を促進し、更に中小企業を之に追隨せしめてゐる。従つてそこに金融的の基礎も著しく強化されるに至つたことはいふ迄もない。——銀行の預金、貸出の減少と關聯してゐることは既述の如くである——。

各企業の金融上の自給的傾向は、ドイツの如くに利潤率の高度の場合には、或程度まで抑制の必要が生ずることは勿論である。従つて一面に於て利潤率の制限の問題、生産費の規定の問題が、他面に於て、投資制限、建設許可制、法人課稅の問題が生起し、實行せられるに至る。

ドイツ民間企業の自給的金融の程度は、一九三三—三六年に至る間に法人所得の總額は五十八億八千七百萬ライヒスマルクであり、株式配當は總額二十六億五千四百萬ライヒスマルクにして其の法人所得と配當との差額三十二億三千三百萬ライヒスマルクの中納稅額十三億ライヒスマルクを控除せる殘額約二十億ライヒスマルクが、企業會社に保留された部分である。これに對して小賣商人、個人企業、有限責任會社又は公企業等の自給金融額を加算し更に、一九三七年の會計年

度をも通算するとき少くとも六十億ライヒスマルクの自給的金融が爲されたものと推定される。而してこの自給的金融も現在飽滿の域に到達してゐるものと看做されてゐる。

利潤の増加、及び事業擴張の差し控へ等は一面、資本市場を盛大ならしめ、他面、同時に負債銷却の傾向を招致せしめる。斯くて銀行は凍結せし貸付金の還流より新規の投資材料を求め、企業の商品に對する現金拂の需要も一般に増大する。賣上高の上昇に比して信用賣は減少し、過去の好況期に見られる信用手形の過度の膨脹は發生しない。斯くて又銀行ばかりでなく企業間にも公債消化力が増大して來たことも了解され得る。

特に最近に於ては大企業の公債投資が盛大を極めて居り、支拂能力の堅固にして強大な政府に對してその流動資金を提供してゐるのである。しかも公債投資を仲介する銀行業の中間利得を避ける爲めに大企業は近來一般に銀行課を設置して其の事務を自ら行つてゐる。且つ特別手形の買入投資は換金の容易な點より最も多く利用されてゐる。各企業の銀行貯蓄も堅實性を増してゐる。斯くの如き情勢の下に立つ限り、國民所得の増大は當然にして、又庶民金融に於ける上述の諸關係も一應了解され得るであらう。而して庶民金融の堅實性も推定し得る譯である。

現在のドイツ經濟は、次の段階にある。工業生産價額は一九三二年の三百五十億ライヒスマル

クより三七年の七百五十億ライヒスマルクに達し、特に鋼鐵生産額は九千百萬トンより一億九千八百萬トンに急増してゐる。農業生産物の賣上高も一九三六——三七年度には三三——三四年度に比して二十五億ライヒスマルクの増加であり、失業者は完全に就業に轉じ勞働力の不足を示してゐる。従つて國民所得も三二年の四百五十一億ライヒスマルクより三七年の六百八十億ライヒスマルクに増加し、國庫収入も百一億ライヒスマルクより百七十三億ライヒスマルクに増加してゐる有様である。

一般的に見て右の活況の下に立つ限り、國民生活もその金融關係も何れも順調であるべきであるし、又あらねばならないのである。凡る國民が特に庶民が大銀行の利用を爲すことは別として庶民金融機關の代表としての貯蓄銀行なり、信用組合なりを利用してゐると認められる限り、蓋し未曾有の安定せる生活状態を遂行してゐるものと考へねばならない。

然る限り高利貸的金融機關、又は其の他の各種の庶民金融機關は如何なる結果になつたのであらうか。庶民生活の不安は一掃し金融の道も完全についてゐるのであらうか。表面的の上層部分の問題丈でなしに、下層部分の實質上の表面化せざる部分についても考察の要がなくはないであらう。例へば實収入が増加し豊かな安定せる生活をなし、何等生活の切下げや必需品の不足、代

用品に依る間に合はせ等の困難な生活をしてゐないのであらうか。以上の統計は以下の資料による。 Wagemann ; Schriften d. Inst. für Konjunkturforschung. N. 64II Jahrgang, 1938. u. N. I. 14 Jahrgang 1939/40

六

吾々は前項(五)に於て、企業の實收増に比して労働及び俸給は全體として就業者の増加の爲めに二倍以上に増加してゐることを知つた。併しフランクフルト新聞の調査は、之等生産經濟の實收増に比し幾分低率の改善を見たに過ぎないことを報告してゐる。從て各事業は生産の合理化により個別賃銀の増額よりはその生産能率の増大が一層顯著であつたことを示してゐると規定して置いた。

この傾向は次の各調査に因るも略ぼ同様の結論に達する。第一に統計局工業勞銀統計は、手工業を除く工業勞銀に關する調査を爲し、該工業勞銀が一九三二年の五十四億ライヒスマルクより一九三八年の百三十四億ライヒスマルクに増加してゐることを示してゐる。而して統計局は一般工業費に於ける俸給費總額の約三十パーセントに該當するものとして概算してゐる。但し俸給費は勞銀費に比して増減の動きが顯著ではないから、俸給費及び勞銀費合計總額の増勢は、勞銀費

のみの増勢に比して緩慢であると推定してゐる。

更に統計局は、重要株式會社の貸借對照表の分析を行ひ、勞銀及び俸給費總額は、一九三二年の二十七億ライヒスマルクより一九三六年五十一億ライヒスマルクに増加し、總經營收益に對する割合が四七パーセントより四五パーセントに減少してゐることを示してゐる。但し會社數千四百二十社、その拂込資本合計總額五十一億ライヒスマルク、一九三六年迄である。

第三に景氣研究所の調査は、次の如くに報告してゐる。即ち、勞銀及び俸給費は一九三七年に於て一九三三年に比して約一一〇パーセントの増加を示し、一九三八年に於ては前年三七年に比し一四パーセントの増加を示してゐる。但し總販賣高に對する割合は一九三六年及び一九三七年に於ては前年に比し微減、一九三八年も更に減少してゐることをも示してゐる。而もこの減少は時間外労働、特別労働支出等の増加を包含しての減少であるから、特殊の意義が看取されねばならないのである。

斯くして何れの調査報告に據るも勞銀及び俸給費の全體としての増加は明白であることは勿論であるが、又このことは一應個別的な勞銀及び俸給費の増大にも適用し得るのであるが、この個別的な勞銀及び俸給費の増大は實質上然かく大きくなく、且つ多くの條件を附隨してゐることを

知らねばならない。このことは新たな就業者の増加及び社會的支出の増加を指摘すれば足りるであらう。従つてドイツに於ける勞銀及び俸給の増加問題は、本質的には個別的な増加問題に非ずして實に國民經濟上に於ける増加問題であると結論し得るのである。換言すれば、失業一掃、勞働力總動員組織の國家的社會的政策に沿ふた國民經濟上の生産並に分配、特に分配の問題たるに過ぎないのである。

全體としての國民所得、特に庶民所得の増大は又一般的に見て一定の消費に對應してのみ國民經濟が營み得べきことはいふまでもない。而して如何なる場合にも國民所得の範圍内に於て消費せらるべきことが原則でなければならぬ。然るに現實は全體としての消費が著しく増大し、國民所得の限界をすら突破せんとする傾向を有する。その上その消費は一時的性質と不生産的性質と不可避的性質を有する特殊な軍事的消費であることによつて特別な意義が追加せられるに至る。

されば個人的消費は一般的に見ても縮小せられなければならない結果となる。全體としての消費、特に軍事的消費が不可避性を以て増加するものとすれば、又、不可避的に個別的な消費も縮小されなければならない。

斯くてドイツ國民の所得の増大、特に勞働者、使用人の収入の増大は、必ずしも實収入の増大

即ち個人的に消費し得るが如き収入の増大を有してゐるもののみは斷じ難いこととなる。

庶民の一般的平均的名目所得の増大は認め得るとするも、個別的に見られる實収入の増大は左程顯著でなく、更にそれは消費の強制的制限を前提とすることによつてその意義は一層低下せざるを得ないものと認めざるを得ない。

ドイツ庶民金融の活況は以上の關係の上に構成されてゐるが故に、その限り於て特別の意義を有するものがある。即ち實収入の増大は多く見積るを得ないにかゝはらず、資金形成は著増してゐることである。この形成される資金が、直ちに、軍事的支出を補ひ、公積消化を促進する有力な源泉となり、更に國民的生活の最低限を保證する結果ともなるのである。さればドイツ庶民金融は一層振興されねばならない關係に立つこととなる。特に庶民の預金貯蓄に據る部分は増加せられねばならないであらう。ドイツ國家が現在の如き國家活動を爲す限り、この爲めに特別の方策を講ずることも敢て異とするに足らないのである。

七

現代のドイツは食ふ以上に貯蓄せられねばならない段階にあることは、既述の如くである。その貯蓄は、軍事上の目的の爲めには物資の補給を齎らすものであり、國民經濟上の目的の爲めに

は信用の過度の膨脹に對する制動機としての役割を果すものであるし、個別的には生活の安定を期待し得るものと認められるのであるが、本質上は信用膨脹に對するブレーキたることに存してゐることはいふまでもないところである。而して、その意義の程度たるや、決して單なる個人生活の安定、民力の涵養といふが如き手緩い性質のものではない。實に國民の全所得を捧げねばならない程度の、否その限界を超過する程度の極はめて高度にして深遠なものである。従つて上は勿論のこと、下の凡ゆる階層の貯蓄節約に向はざるを得ないこととなる。この點に於ては如何なる國とも比較し得ざる絶對的限界量が存してゐるのである。

されば現代ドイツは上から下までの凡ゆる金融機關を總動員して貯蓄の奨励獲得に活動してゐるのであるが、特にその中に於ても庶民金融機關の活動と意義とは重大でなければならぬ。それ故に貯蓄銀行、各種信用組合及び其の他の一切の信用機關が利用され、全國津々浦々に互つて零細資金の浚渫貯蓄政策の徹底強化を計つてゐるのである。これ等の機關の景況状態については既に述べて置いたところであるが、更にこれを完全ならしめる目的の爲めに、新に郵便貯金制度を創設したのである。

オノネゾルゲ(1)はこの創設實施に付次の如く述べてゐる。

「ドイツに於ては今日二人の内一人は貯蓄預金通帳を持つてゐる状態にまで達してゐるが、尙未だ日本、ベルギー如き諸國には遠く及ばない。これ等の國々に於ては百人のうち七十人以上が郵便貯金通帳を有してゐる。さらに平均貯金を比較して見ても、ドイツに於ける貯蓄銀行貯預金の平均預金高は約四六〇マルク、信用組合は四八〇マルク乃至八〇〇マルク、其の他銀行はそれ以上であり、諸外國の郵便貯金平均貯金高は一八〇マルクを超えてはゐないのである。以上の點よりしてもドイツに於て今日郵便貯金制度を實施する充分の理由が窺はれよう。」

尙ほ次にこの一般的統計を掲げて見よう。

ドイツ貯蓄銀行貯蓄預金の推移

單位	一九一三年末	一九三二年末	一九三四年末	一九三六年末
貯蓄銀行數	二、八五二	三、一〇七	二、八二二	二、六四二
貯蓄預金	百萬マルク 一八、九六八	一一、四五〇	一一、八一四	一四、五九〇
人口一人當り	マルク 三一・二	一七・四	一九・二	二一・六
貯蓄預金通帳	一千通 二二、七三九	三三、八三一	三三、五四四	三三、七七四
平均預金	マルク 八三四	三三八	三八二	四三二

一九三七年六月末の統計はドイツ貯蓄預金總額として約一九二億マルクを示してゐるのであるが、このうち貯蓄銀行貯蓄預金の占める額は約一五〇億マルクにして、即ち、約七八パーセントに該當するのである。

而して最近の貯金一口當りの金額も一口三百マルク以下の貯金合計は、全體の僅か七・六パーセントに過ぎない状態である。されば、庶民の零細資金の吸収を行ふ餘地の存在することは認められるのであるが、然しそれ以上にこれを行はなければならない必要の存在することをも特に認めねばならないのである。

斯くして約二、六〇〇の貯蓄銀行と、約一一、二〇〇のその支店、出張所等の機關が庶民貯蓄の吸収を行ふてゐるところに、更に之等に並行して、全國四七、〇〇〇ヶ所の郵便局其の他通信設備を總動員して庶民の殊に零細な資金を吸収することとなつたのである。

その利率、種類、預入及び拂出の方法は以下の如くである。

一、利率 三%

二、貯金通帳の種類

イ、記名式通帳 (Namens = Einlagebücher)

ロ、通帳持参人拂 (Uberbringer = Sparbücher)

ハ、抽籤プレミアム附 (Prämien = Einlagebücher) (貯金残高は二〇〇マルクを下るを得ず)

三、預入、拂出は通帳發行郵便局の如何を問はず全國各郵便に於て隨意之を爲し得る。

ドイツに於ては早くより私營又は公營の貯蓄銀行が極度に發達し、特に公營銀行が多く、多少地方的に偏在する傾向はあつたが、これ等銀行支店及び出張所は優にドイツ全國を掩ふ貯蓄網を形成し、庶民の資金吸収を行つてゐたものである。従つて、この上に更に郵便貯金制度を實施することは相當程度の貯蓄網の重複を意味することとなる。このことは當然將來の貯蓄銀行の經營へも影響を與へることは明白であるが、これを敢てしなければならぬところに現代のドイツの悩みがひそんでゐると云へるであらう。他面、又、特に三百マルク以下の極はめて零細な庶民階級の資金を獲得するといふ點よりは、貯蓄銀行が多くそれ以上の資金を吸収してゐるのであるから分業的關係を構成し、より完全なる貯金制度の實施とも見られるのである。

現在この成績を統計の上にし得ないが故に、その效果の批判は避けることとする。

本貯金制度は一九三八年八月二十六日附の總統令に依り實施せられるに至つたものにして、未

だ近々二年餘に過ぎない。然し、この制度の要求は相當早くより叫ばれてゐたのであるが、その度毎に金融機關、殊に貯蓄銀行より強く反對されて實施するに至らなかつた。オーストリアは一八八三年より郵便貯金制度を布き、初めにはイギリスの Post Office Saving Bank に據り、後に郵便小切手による送金、振替制度を加味して近代的郵便貯金制度を形成してゐた。ナチス・ドイツがオーストリアを合併後、暫定的辦法としてオーストリアに限り存置し、一九三八年八月二十六日附を以てドイツ全體にも擴大し適用し、これを機に特に下層資金の吸収方法の缺如を補充するに至つたのである。このことは、歴史的事實に偶然的に依存したまでであつて、ナチスの實際上意義はむしろ特別の下層資金の吸収に存することはいふまでもなく、亦この點は看過し得ない點でもある。

(1) オノネゾルゲは、ドイツ逓信大臣 Zeitschrift der Akademie für Deutsches Recht. 1938, 9.

八

ナチス・ドイツの現在執行してゐる方法は、一面に徹底せる統制消費經濟としての性格を有してゐる。即ち、ナチス政府は國民所得のうち個別的な消費に行く部分と軍事的經濟分野に振り向けられる部分とを規定してゐるのである。ドラツッカー(P. F. Drucker) は、その著 (The End of

Economic Man) に於て一九二九年に於て、ドイツ國民所得の殆んど三分の二が消費に行つたが現在に於ては國民所得は減少してゐるのに、その五〇パーセント(又別の推算によると六〇パーセント)が軍備の方に行つてゐる。ドイツは斯る強行政策によつて失業を排除し、一の特殊の景氣を齎らすを得たと述べてゐる。この推論を推し進めるとき現實的に軍事行動を全面的に執行せざるを得ない現段階に於ては、更に多くの消費の切りつめをしなければならぬであらう。而して消費切り詰めがこれ以下には下れないといふ最低量にまで減らされる傾向と危険とが生じつゝあるものと推定せられるのである。尤もこの傾向は大規模の世界的大戰に捲き込まれる凡ゆる國を擱へるものであるから、獨りドイツのみに限つて生じ得るものと推定することは誤謬であるが、特にドイツに強く且つ早く生ずるものと推定することは獨斷的な推量ではないであらう。さればナチス・ドイツの任務は、斯る段階に於ては、當然に次の二點を確保すべく最大の努力を傾倒することゝなるは明白である。

第一にナチス經濟は本來インフレーション的傾向を帯びてゐるものであるから、デフレーションの方策を講じなければならぬといふこと、これである。第二にナチス國家は軍備及び戰時經濟に主力を集中しなければならぬが故に、生産力を増加しなければならぬし、従つてその爲め

には貯蓄を最大限に實行して餘裕を確保すべきこととなり、當然その爲めに消費をも最大限に切詰めなければならぬ結果に到達するであらう。消費を切り詰めて新しい資本財を形成することが出来る限りは、ナチス經濟は、原則として經濟上經營せられて行くものと看做されるであらう。

ドイツは、斯くの如き方法に於て相對的に不況を克服し、失業を排除し、益々それを大規模に行ふことによつて總力戰的段階に達して、却つて勞力の不足を來たしたのである。

しかしこの失業の排除、減少、更に勞働力不足は正常の好況の結果では絕對にないといふこと、むしろ一般の犠牲に於て行はれてゐること、凡ての國民所得者の犠牲に於て行はれてゐるといふことに注目しなければならぬ。されば、全體的な勞銀及び俸給費は増加したにしても、個別적으로는左したる増加はあり得ないであらうこと、殊に従前よりの就業者は新たな就業者の爲め一定の負擔を爲し、支出を爲してゐるのであるから、實質上の増加はあり得ないであらう。この點に就いては、統計的に既に觸れて置いたことに因つても明白である。勞働者は本來實質的な生活を爲し、比較的低い支出を以て生活を爲してゐるが故に、ナチス的な消費の切り下げに際しても甚しき變動はなく、多少あつたにしても耐へ得るだけは耐へんとする努力と忍耐とを有するであらう。

これ以上の消費の切り詰めは生理的に不可能だとされる點にまで、勞働者は耐へて行くことが出来る習性を有してゐる。しかしこの點に於ては上流及び中流階級は反對にして、殆ど耐へる力を有しないと共にその有する所得を使用し消費し得ないといふ不自由に對する不満を表面化し易い習性を有してゐる。さればこの對策も國家として爲さねばならない。

而して特にドイツの上・中流階級の購買力と消費力とは四重の壓迫の下に立つてゐる。第一に上流及び中流階級の貨幣所得は従前と左したる變化なきものと認められるが、實質上は著しく減つてゐるものと推定しなければならぬ。一般の俸給、料金、商工業者の利潤、配當又は利子等は引上げを爲し得ざるが如くに制限し、その上地方税、政黨への献金、其他社會的支出は増加してゐることである。一説には名目賃銀のうち一五乃至二〇パーセントは賃銀税、醸金等の名目で差引かれるといはれる(C. W. Guillebaud の調査)。上流・中流は、更に増加してゐるであらう。第二に上流及び中流階級の所得の購買力は、著しく減少してゐることである。これ等の階級の日常必需品は概して品薄にして高價となつてゐる。これに對して下層階級の必需品、特に食糧品は概して、品質を悪くし、低下せしめることによつて豊富にし安價にしてゐることは興味ある事實である。第三に上流及び中流階級は自己の所得の全部を消費の方に振り當てる事が出来な

い。彼等は強制的に相當程度の貯金をしなければならぬ事となつてゐる。第四に經濟的統制及び監督の組織並にその運営費は、特に産業階級に重壓となつてゐる。ドラツカーは、實に、この爲めの經營費を工業總利潤の二〇乃至二五パーセントと見積つてゐる。以上の如き諸點より推測する上流・中流階級が消費の制限を蒙り、不自由を忍ばねばならない状態にあることは了解し得るであらう。斯くの如き節約による貯金の凡てが現在の軍事的經濟的及び社會的運營の爲めに使用されて行くものである。而して斯る事情の下に、斯る方法の下に形成され、増加されて行くものが、ドイツの軍事的經濟的資金なのである。

庶民階級の零細資金の形成の増加の裏には、嚴重な計劃による消費の節約が行はれてゐるのである。斯くの如きが果して眞實の活況といひ得るのであるか否かは別として、斯くの如くにしななければならぬところに現在ドイツ・ナチスの悩みがあるのである。かくすることのみが、ドイツを生存せしめる唯一の途でもある。こゝに眞實の意義が存する。

九

ナチスドイツは、消費の節約制限と資金の形成、さらに公債の消化、インフレーションの防止の政策を基點として軍事的經濟的運用を行ひ、而して景氣の昂揚的傾向を齎し、現在の國際政治

的及び國內經濟的諸問題の解決を企圖してゐる。斯る目的の可否は別として、現實の事態は國際貿易により輸入されてゐた食糧及び原料の不足及び補充、さらにその處置の問題が生起する。ナチスは、貿易上の困難を主として外國爲替の要求にあると主張してゐる。しかしナチスの行ふ消費統制の下に於ては、原料輸入の問題は、單に貿易尻の問題ではなくして、實にこの輸入することと自體が國民の消費を減少せしめ、國民の購買力を減少せしめることとなるのである。ドイツは外國に向つて商品を輸出する爲めには國內生産力と國民所得のうち消費に當てられ得る部分を多く輸出品の生産の方に振り向けなければならぬ。それ故、商品輸出は國民消費を益々減少せしめる結果となる。原料の輸入を續ければ續けるほど結局消費を益々減少せしめることとなる。されば貿易尻の困難は原料輸入の一の結果たるに過ぎないことは明白である。更にそのことは國民の消費が生理的の最低限度に迄減少せしめられることをも示してゐる。既にこの最低點に迄引下げられてゐるものも尠くないのである。例へば家畜の如きこれである。それ等は既に世界大戰時代に於けるほどに低下せしめられてゐる上に、更に低下せしめられる危険を示してゐる。最近のドイツの形勢は輸入の困難を一層激増してゐるものゝ如くである。従つてそれ丈國民の消費の減退となり、窮屈な事情を發生してゐるものと推測し得る。その上、ドイツに於ては輸出増進が

全幅的に成功するとしても、眞の困難を解決するものではないのである。輸出の増加は、とりも直さず国内消費の減退を生ぜざるを得ない結果となるからである。斯くして、ドイツの採るべき方法は、原料の自給か然らざれば原料供給諸國への進出か、何れかでなければならぬこととなる。原料自給は不可能であるが、しかし、出来るだけこの原則の上に国内農業の再建、擴充を圖らなければならぬ。その不足は、結局、自給し得られるが如き經濟領域を組織する以外に途はないのである。最近の近隣諸國への進出は、その一例に過ぎない。ナチス國家は、征服するか、然らざれば破滅する以外に如何なる方法も残されてゐない。征服の基本的原動力を構成するものは、国内農業とその上にたつ工業の活動である。前者は食料及び原料の供給源として絶対不可欠である。

されば、ナチス國家は、特に農業を重視し、農業の振興を第一に擧げてその統制經濟を具體化せんとしたのである。獨り農業上の生産ばかりでなく、その流通、分配及び消費をも統制し、當然に又金融の途をも開き、その活況による貯蓄の奨励は勿論のこと、従前よりの債務の處分、利子の制限、従つて凍結せし莫大な債務は關する諸部分を整理し、一途に農業の振興の實現を圖つてゐるのである。蓋しその目的は上述の如く完全な意味でのアウトアルキの完成でなければなら

ないからである。この點に於ては、不完全にせよ、自由通商の前提の上に立つワイマール憲法下の勞働者、被傭者及び農民に重點を置くのとは異つて、原則的に農民及び中小商工業者の中産階級の建設と維持とを目標としてゐるものである點が、一應認められなければならないのである。而してその結果農民へ與へる關係は次の如くに變化した。

即ちドイツ農業の販賣益は、三二年より三三年の收穫年度には僅々六十四億ライヒスマルクに過ぎなかつたが、三三年より三四年には七十五億ライヒスマルクに、三四年より三五年には八十二億ライヒスマルクに上つたのである。従つて農民のうち借入人の經濟状態は一應改善され、又それに依つて債權者たる信用組合その他の信用機關に對しても大きな保證を與へるに至つたことを知り得る。

此のことは前述の信用組合の活況が裏書きしてゐるところでもある。

(1) Helferich, Die Landwirtschaftlichen Kreditgenossenschaften in der Kreditversorgung der Bauernwirtschaft S. 53.

右のことは信用組合に於ける中、長期貸出金の給源たる貯蓄預金の増加状態が明白に反映してゐる〔前項(五)統計掲載〕。

一九三五年一月一日現在の農村信用組合全國平均の貯蓄及び當座預金の職業別分布は、次の如くである。

	世襲農場	過少農經營	大農經營	手工業及 商工業	労働者 及其他
貯蓄及通知預金	二三・三	二六・〇	〇・九	一九・一	三〇・七
當座預金	二五・三	二二・四	二・〇	二九・三	二一・〇
計	二三・六	二五・四	一・一	二〇・五	二九・四

又信用組合の預金増の原因として三六年七月三十一日附のドイツ文部大臣の認可による學校貯蓄金庫の擔當者として學校貯金を吸収することを認められるに至つたことが指摘され得る。實に農村信用組合は百四十萬の學童を有する一萬二千の學校に關係しそれ等の學童のうち、六十萬の學童の預金を管理してゐる。この數は現在更に著増してゐると稱される。

尙ほ組合の貸付金の職業別分布状態は、次の如くである。

貸付金は定期、短期及び物品信用の三種に分け、全農村信用組合についての計算である。

(一九三五年一月一日現在)

世襲農場	定期	當座貸越	物品信用	計
	二一・五	二九・二	三五・七	二六・八

過少農經營	大農經營	手工業及商業 労働者 其他	其他
三四・六	〇・五	二三・二	二〇・二
二五・九	一・四	三一・四	一二・一
四三・九	二・八	八・二	九・四
二九・六	一・二	二七・三	一四・九

更に貸出金額別の貸出件數の割合を見ると左の如くである。

二〇〇ライヒスマルク迄	三五・四%
二〇〇——	五〇〇
一、〇〇〇——	一五・〇
五、〇〇〇——	二六・一
二〇、〇〇〇——	四・九

而して又過少農經營に對する貸付割合が最高にして、特に定期貸付及び物品信用に於ける割合は大なるものがある。而も九九・七%は二萬ライヒスマルク以下であり、九四・八%は五千ライヒスマルク以下であり、小額信用の如何に多いかと推察し得るであらう。下層農民の生活はこゝに反映されてゐるのである。

しかし兎も角斯る預金及び貸出の増加はナチス政策の結果であり、特に市場統制による農民の販賣益の増加による所が大であらうと推察せられる。而して特に別個に考慮して置くべき點は、

ナチスは農業負債整理に關する政策を實施し、法律を以て高利貸及び金融機關よりの從屬に對して抑壓を行つてゐることである。この部分は富農階級に多く適用されてゐるが、下層農民に對しても略ぼ同様である。更に下層農民に對し補助金を交付して住宅建築を獎勵してゐる事も效果的に作用してゐるであらう。

斯くの如くに農業の確保發達の上に、一面に食糧及び原料を他面資金の形成を目指してゐるのである。且つそれは従前に見ざる成功を示してゐることも認めざるを得ないであらう。勿論、消費の制限による不自由の増大は又従前に見ざる未曾有の激烈なものがあるであらう。統計もこの點を間接的に暗示してゐる。

一〇

一般にドイツ金融機構は、ナチスの政策の下に大きな變化を遂げつゝある。庶民金融機關もその例外ではあり得ない。それは一般に國家の嚴重な監督制限を蒙りつゝ、國家化の又は準國家化の傾向を新に明白に創り出しつゝあることである。而して何れも國家の財政策の一翼を擔當せしめられる運命を有する。庶民金融機關も同様の關係に置かれてゐることは勿論であるが、更に、特殊的にその機能自體に

公共的性質を従前よりも濃厚に帯びるに至つてゐることは刮目に値するであらう。而してその上に強制的性質をも加味し、凡ゆる庶民の資金吸収に乗り出さんとする傾向を有してゐる。これ等の特殊性は特に信用組合に見受けられるところである。現在の事態の進行は、一層この傾向を具體的に實現して行くであらう。

ナチスのこの資金の形成は、統制消費經濟の上に行はれてゐるが故に、これに壓迫を加へるが如き高利貸的機關は、表面的に漸次に姿を没して行くであらうし、又他の特殊の庶民金融の機關も變更されて行くであらう。前者は多くユダヤ資本として壓迫し、後者は特殊貯蓄銀行（職工貯蓄銀行、目的貯蓄銀行、建築貯蓄銀行）特殊庶民銀行（貸家所有者銀行、労働者及使用人銀行、官吏銀行）、個人銀行業者及び質屋の如きものであるが、或は強き監督を受け、或は解散し、又或は發展してゐるものもあるが、概して貯蓄銀行及び信用組合等には發展してゐるとはいひ難い。

斯くてナチスドイツに於ける庶民金融機關は、直接に國家的統制の下に立つて、最も效果的に作用し得る部分を大規模に動員しつゝあるといふことを知るのである。従つて一般の貯蓄銀行及び信用組合の如き、最も代表的な信用機關以外に於ても、各種の信用機關が其の特殊性を維持し

つゝ、尙ほ相對的に發展を遂げつゝあるものもあり、其の數も量も決して少くはないが、概して従前の其の各機關の設立當時に比較するならば、急激の發展を遂げてゐるものとはいひ難いのである。例へば建築貯蓄銀行の傾向を見ても、建築其のものゝ多くを國家が直接に奨勵し、補助を與へる等のことによつて——尤も利用せざる場合には其の建物の明渡しを要求し得る（一九三八年四月二十三日内務省令）ことゝなつてゐるが、國家活動の爲めに相當程度に影響を與へられてゐる。即ち、一面所得の増大を計つてゐるが故に、建築貯蓄銀行も發展するのであるが、他面急激に増加する労働者農民の爲めに住宅の供給を確保する必要より直接に關係しなければならなくなることによつて、結局は、此の特殊銀行の發展を阻碍しつゝあることゝなつてゐる。而して斯くの如きが一般の傾向である。但し民間の建築其のものが資材及び勞力の不足の點に於て抑制されてゐることも否定し得ない。されば、國家は一般所得の増大を出来るだけ資金形成に、特に長期に互つて公債消費に充當し得る信用機關に集中し、且つ大規模に實行し、大量資金の獲得動員を企圖してゐるものといへる。其の爲めに一般貯蓄銀行、信用組合又は郵便貯金制度が特に利用されてゐるのである。又此の目的を實行する爲めに之等の信用機關を殆ど國營化も同様の状態に置いてゐるのである。ナチス・ドイツが如何に眞剣に現實の事態の解決に向つてゐるかは容易に察

せられ得るところである。

尙ほ一般庶民の所得の方から見ても、如何に困難な事情の下に堪へて無理に其の一部を貯蓄しつゝあるかも了解し得るであらう。此の點については既に觸れてあるが、労働所得増大のうち賃銀値上の割合の如何に過少であるか之を裏書きしてゐる。ワーゲマンは、一九三七年の工業労働者（手工業を除く）の總收入を百二十一億三千五百マルクと見積り、一九三三年に比し六十二億一千四百萬マルクの増加を示し、其の内譯を次の如くに計算してゐる。

（單位 百萬マルク）

- (イ) 四〇四四（＝六五、一％）——就業者數の増加によるもの
- (ロ) 七一一（＝一一、四％）——労働時間の増加によるもの
- (ハ) 八三五（＝一三、四％）——賃銀値上によるもの
- (ニ) 六二四（＝一〇、一％）——高級労働力（學者、投資材生産工業労働者）の全労働者數に於ける割合の増加によるもの

即ち、これによれば賃銀値上は僅か一三％に過ぎない。全體所得の増大は別として個人所得の實質的増加は少く、且つ高物價に抑へられてゐるのであるから、庶民金融の増大活況は特殊事實を反映するものと見るべきであらう。

第三節 ナチスの國家構造とその理念

一九一九年に發布された所謂ワイマール憲法は、これまでの君主政體に代るものとして自由主義、民主主義の原理の上に、立憲的共和政體を建設したことは周知の事實である。こゝでは、所謂三權分立の思想に基づき立法、行政及び司法は劃然と區別され、原則として個人主義の上に、個人の自由平等及び獨立が實現せられるやう意圖せられた。二三の社會的條項もあつたが、その時の現存の秩序發展を妨げるものではなかつた。

ワイマール憲法治下のドイツ共和國は、極端な議會主義的民主主義の形態を實現せんとし、地方分權的聯邦國家の形態を採用したのである。聯邦議會、普通選舉・大臣の議會への責任等は凡ゆる議會主義國家にも優れるものとして特徴づけられた。それは、飽くまでも人民の國家であり、その自由、獨立を基礎とせる國家であつた。然るにこの理想的なワイマール憲法はその成立より十二年目には崩壞の運命に際會し、一九三三年ナチス政權樹立と共に歴史的制度として存在すべき性質を有つまでに到つた。これと共に自由主義も民主主義もその支柱を喪失し、この原理の上

に立つ一切のものは急轉廻を餘儀なくせられるに到つたのである。

ワイマール憲法は、その第一條に於て、「國家の權力は國民より出づ」(Die Staatsgewalt geht vom Volke aus.)と規定し、民主主義を基本的に採用し、従つて、當然に多數者支配の原則を導入し、實踐した。普通選舉制に據る(滿二十歳以上の凡ての國民に選舉權を與へる)議會制度の實現はこの目的のためである。こゝでは多數黨にせよ、少數黨にせよ、平和的手段による政治的目的の遂行の爲に、自由な競争が行はれ得た。然るに一九三〇年以後事實上に於て國家協力による敵黨の妥協克服が企圖され、従つて、自由と競争との平和的統一への方法は中斷されるに到つた。而して一九三三年には形式上に於ても一黨獨裁が確立し、事實上の憲法の變更となり自由は地上よりその影を没するに到つた。

斯くの如き政治的激變の原因として元より各種の要素が指摘され得るが、吾々は、既述の如くドイツ國民經濟の高度の獨占資本段階に迄發展しその結果として生産力と生産關係とが極度の矛盾に陥るに到たことを以て、たてその根本的なものとしなければならぬであらう。

こゝまでもなく、ドイツ資本主義は、その成立の當初より、その所謂高度資本主義(Hochkapitalismus)段階に到るまで概して緩慢な發展過程を辿りつゝあつたが、それでも特に一八七一

年の政治的統一の實現後は漸次に急激の度を増し、一九一四年の第一次大戦に於ては全世界に於てもその集中の點に於ては有数の發展を遂げ金融資本の制縛は既に確立してゐたのである。August Beber 氏 "Gewerkschaftsbewegung und Parteien" に於て、一八八〇年には少數の大工業都市には工業労働組合が組織され、聯邦議會にはその代表的政黨が強力な勢力を張つてゐたことを述べてゐるほどである。斯くの如き條件と共に大戦の經濟的結果は悪性インフレーションを伴ひ、當然中産階級乃至中等階級の没落を惹起し、即ち、階級間の調節的機能を果す部分の喪失となり、資本と労働との對立の溝を深めた。このことが、結局は國民意思の統一の基礎を破壊することとなり、民主主義の機能を無効ならしめるに到つた客觀的原因なのである。それでも大戦直後の政治的危機を乗り越えて所謂相對的安定期に到達しワイマール憲法の成立とその形式上の民主主義によつて、とも角舊秩序の體制を維持して來たのである。

このワイマール憲法治下の民主主義は、その理論上の完全さにもかゝらず、それ自體の中に危機的要素を包含してゐた、略ぼ三個の傾向が特徴的に具體化して行つた。第一に政黨の變質性的問題が指摘せられ得る。独自の政治理想の下に團結せるものに非ずして、具體的に必ず經濟的利益に奉仕すべくその爲に強固に團結してゐたに過ぎなかつた。而して戦後のドイツの場合に

は、幾つもの經濟集團とそれに相應する政治團體としての政黨が存在し、小黨分裂の状態に於て大政黨に對しこの小政黨がキヤスティング・ボートを握るチャンス有してゐたのである。第二の特質は、政黨の無力化の結果として政黨の聯合の形成自體が不可能となり、強力な政府を組織し得ない結果となつてゐる。第三に指摘し得ることは、非立憲的政黨の極端なものが急激に勢力を占めるに到つたことである。

その全くの反對黨をも含めてナチス政黨も又右の傾向の類型の一派として指摘し得るであらう。この政黨は既に半軍事的組織を有してゐた。而してこの影響は、就中、地方自治政治の上に破壊的影響を加へるに到つた。

斯くの如き議會主義、民主主義の無機能的過程の増大の傾向は、立法部の權力喪失の過程にして、同時に行政部の權力増大の過程でもあつたことはいふまでもない。又、この過程に於て、政黨も權力を喪失し、無責任な態度を現すに到つた。従つて、行政部は事實上の重要な立法者となり、且つこの繼續の結果は何人も之を否定し得なくなり、恒久的制度として承認されるに到つたのである。立法部の權威喪失の事實上の原因は、労働者團體の政治的進出の結果にして、聽て當然に議會の多數派たるの位置を有するに到り、既成政黨に對抗支配して行つたのである。このこ

とは、合法的に労働者階級の政治的進出を實現せしめるに到る。議會に於ける既成政黨の凋落は明白にして、従つて、自らを無機能化して、行政部へと一切の権限を事實上委譲するに到つたのである。蓋し元來司法部へこの権限の委譲を行ふことこそ合法的なのであるが、議會の動搖は憲法の動搖にして、憲法の動搖は司法部の動搖であるからその不規則的變更を齎らしたのである。斯くて行政部の司法部へ優越、行政部の政治的獨裁權の獲得となつて行つたのである。ワイマール憲法の下に於ては、ドイツの歴史的傳統に依つて、國家は一切の利益團體の上に立つ調停者なりとの思想が強く支配してゐたが故に、必然的に行政部の獨裁化的傾向、大統領の事實上の獨裁權の獲得は比較的容易に實現され得るに到つたのである。Carl Schmitt は、その *Der Führer der Verfassung* に於て、ワイマール統治は、憲法と國民福利の最高の番人であるとの見解を表明してゐるが、しかし斯くの如きが傳統的なドイツの政治的イデオロギーなのである。このイデオロギーの忠實なる執行者としてのドイツには軍部と官僚とが存在し、明白な中立的勢力を代表してゐると共に、政治の領域に入ることなく經過し、組織の擴大と共に陰然たる勢力を扶植して來たのである。政治的動搖の激化は、軍部の勢力に頼み、必要な行政的諸機能の遂行に當つては官僚に頼み、こゝに軍事的政治的及び事務的機能の遂行に當つては、従つて、ドイツ國家の政治的中

樞は右の二者に掌握され、獨占されるに到つたのである。國家意思を形成すべき民主々義的方法の動搖と危機的段階に當つて、軍部及び官僚は不可避的に自らの意思の如何にかゝはらず、政治的地位の重要部分を占めるに到つたのである。この傾向の増大は、幾つかの變遷の後に遂にナチスの一黨獨裁となり、その下に軍部及び官僚を動かすに到つたのである。

二

ナチス政權の樹立後も、ドイツに於ては法的秩序は形式上連續し従前のまゝの機能が營れてゐるものと看做されてゐる。但し元よりこのことは實質上の變化を否定するものではない。既にナチス政權の登場以前に事實上、緊急令を以つて獨裁的機能は營れて居り、ナチスは之を更に徹底的に大規模に行つたものであるに過ぎないからである。ナチスは、一九三三年三月二十四日通稱授權法、即ち聯邦及び國民の困難克服に關する法律を聯邦議會に於て通過せしめ、ワイマール憲法の本質を、従つて聯邦制の原理を顛覆し新なる過程を辿るに到つたのである。授權法自體ドイツの法的連續性の維持が目的であるから、形式上尙ほワイマール憲法は廢止されてゐない。さればドイツ裁判所は尙ほ之を適用し有效なることを明言してゐるのである。このことはもとより聯邦議會の多數を制し同時に力による目的達成であるが、ナチスは同時に各支分國政府をも事實上

その掌中に收め、次いでナチス指導者を聯邦代理官に任命し執行せしめる法律を適用して了つたのである。

ナチス政權統治の基礎は、自由主義民主主義とは相異なる原理の上に立つてゐることは明白である。それは、指導者原理、全體性の原理、黨と國家との融合の原理を根幹とし、更に土地と民族指導と支配の概念を綜合して一の獨裁主義を確立し執行してゐる。

ドイツに於ける指導者國家觀の根底には、民族と土地との自然的先行的所爲に對して一定の價値を認め、この上にその政治理論を展開してゐることを承認しなければならぬ。然らば、ナチスに於て原則として承認してゐる民族及び土地の概念とは、如何なるものを謂ふのであるか。

クリューガー(Kluge-Klüger)は、民族(Volk)とは共同體の文化概念であり、種族(Rasse)とはその生物學的概念であり、國民(Nation)とはその政治的概念であると解釋してゐる。これに従ふときは、ナチスの根底は、生物學的共同體の概念にその源泉を有することとなる。しかしナチスは常に民族を以つてその構成員の決定的政治的價値と看做し、ドイツの血(deutsches Blut)ドイツ人の血統に屬する(deutschesblutig)ことを以つてその資格を有するものとしてゐる。事實ドイツ民族は一個の種族より構成されてゐるものに非ずして、多數種族の混合に依つて構成さ

れてゐるものである(その構成種族は、Nordisch, Fällisch, Dinarisch, Ostisch, Ostbaltisch, westlich 等の各種族の混合であることは歴史的に又生物學的に立證されてゐる)が故に、ドイツ民族を形成する混合種族の血乃至はその血を有することを以つて満足しなければならぬであらう。而してこれ等の血の混合し一個の民族を構成し得る所以は、その間に同種性(Artgleichheit)が存在し、之が調和を可能ならしめてゐるものと看做すのである。夫故に、ドイツ國公民は、その血族の資格として、ドイツの血とそれと等種の血(artverwandtes Blut)とを以つて充分なりとせられてゐる(2)。この等種の血としては、ドイツ人を除くその他のアリアン人の血を指すものと規定せられてゐる(3)。されば一般に兩者を總括してアリアンの血と稱してゐるが、(4)狭義にはドイツ人の血を指すものであることはいふまでもない。斯くて、ドイツ人たるの血の條件としては、アリアンの血を以つて足りるものであるが、現實の問題としては、それは、結局、ユダヤ人の血及び有色人種の血に非ざる他の血といふことに歸着するのである。

されば、ユダヤ人及び有色人はナチスの國家の公民としての資格を絶對に享有し得ざることとなる。ケルロイターは、ドイツ民族の分散を防ぎ、外國化を阻止する爲の政治的意圖を保有してゐるのであると指摘してゐる(5)。蓋しドイツはヨーロッパの中央に位し、各民族の國際的出入

の中心であるからである。

- (1) Kluge-Klüger: Verfassung und Verwaltung im Dritten Reich, S. 72.
- (2) Reichsbürgergesetz 中の公民たるの資格。
- (3) Blutschutzgesetz, art. 1. und. 2.
- (4) Berufsbeamtengesetz, art. 3.
- (5) O. Koellreuter, Deutsches Verfassungsrecht. S. 68.

ナチスに於ける國民社會主義的世界觀のアルファーにしてオメガである民族に對して(1)、その政治的決定的價値を構成してゐる基本要素に土地がある。ナチスに於ては、土地は、その上に居住する民族に對して自然的生物的に規定し且つ歴史的政治的にも影響を與へるものである(2)。實に土地は民族を素質づける絶對的條件にして、その特定の民族とその下にある土地の性質とは不可分の關係に立つてゐる。従つて、土地との最も密接な結合を遂げてゐる農民が、ナチスの國家の重要な分子として認められる。實にナチスは、「農民階級をば、ドイツ國民の血統の源泉として維持しようとするものである。」而して、農民と稱せられるものは土地、具體的には世襲農地の所有地でなければならぬ。その上、農民たり得るものは、ドイツ國民にしてドイツ種族又は同一種族に屬し、且つ人格ある者に限つてゐる(3)。しかしその根底は、更にこの人格と

純血とを培ふものは、土地であるとの思想を内包してゐるものである。且つこれに附從して共通の文化的要素も當然に算入せられてゐるものゝ如くである。共通の言語にて共通のことを考へ語りつゝ同一の血と土地との上に自然的に歴史的に成長して行く一の運命的共同體としての性格を具有してゐるものである(4)。ナチス支持の論客の多くがナチス國家の基本的性格の中に運命團體としての一特性を認めてゐるのはこのためである。しかし凡る民族が共通の或る運命的桎梏の下に立ちつゝあることは、特に通常の國家を形成してゐる場合にも強く認識せられるところであるから、敢えて特異なものとは云ひ難いが、ナチスの國內情勢及び國際情勢の下にあつては、謂はゞ國際的に四面楚歌の立場にあつたのであり、且つ之を積極的に打破しなければならぬのであるから、國內の團結を強化せしむべき不可避的要求より、強く背水の陣を布かせる爲に、特異の運命的共同體としての性格を強調するに到つたものであることは、推測に難くないのである(6)。

- (1) O. Koellreuter, Der deutsche Führerstaat, S. 8.
- (2) E. R. Huber, Verfassung, S. 42.
- (3) 世襲農場法理由書參照。
- (4) O. Koellreuter, a. a. O. S. 67.

(5) Vgl. a. a. O. S. 68.

ナチスの主張する民族の共同體とは、單にドイツ的な民族各個人の集積乃至總體を意味するものに非ずして、實にドイツ精神を、換言すれば、古代ゲルマン精神を以つて包まれ燃やされた、又それに依つて指導されつゝある超個人的な、歴史的な統一的精神の下にあるドイツ成員を内包して結成せられてゐる自然的歴史的及び社會的な團體を指示するものである。斯くてこの共同體の成員は、過去、現在及び未來の永續的成員より成り、現在の成員は實に歴史的經過の一點としてのみ意味を有するものにして、過去と未來の結合の任務を有する重要な一環として存在するものである。されば、斯る意味でも民族共同體は單に現存の成員のみならず、過去及び未來の全員をも含めた一の客觀的獨立的存在體として想定し得ることとなるのである(1)(2)。斯くの如き共同體及びその精神の成立は、絶對的共同的な物の存立を條件として發生すべきことは、一般の團體的なもの、成立の本質と同一である。この後者の主張には異論が存しよう。すなはち、商事會社としての株式會社が事業の共同及び利益の平等的分配を目的として團體を結成し、第一次的に物の前提の上に立たざることを以つて根據とすることである。しかし、この場合は利益團體にして、共同體ではないのであるから、初めより問題にはなり得ないであらう。共同體とは切

つても断ち切り難い如くに相互が全體の部分を構成し、従つて一方の存在が他方の存在を可能とし、一方の絶滅が他方の絶滅を惹起するが如くに、謂はゞ因果的關係に立ち、斯くて、當然一方の責任も他方の責任となり、すなはち、連帶責任となり、延ひて共同的體驗を有し、更に、精神的並びに思想的にも同一の思惟、同一の感情及び同一の表現をも必然的に結果するが如きものでなければならぬ。斯くの如きものを身近かに求めれば、同一の種族及び血の共有を第一次的條件にしなければならぬ。こゝには、利益獲得を問題にする以前の社會生活の本質に觸れてゐるものがある。又、斯くの如き條件の下に立つ限り、利益も共同的となり、私的な利益獲得の問題は生じ得ないであらう。されば、共同體の下にあつては個人の體驗も、思想も、全體の體驗及び思想の一部としてのみ理解せられるものである。個人は全體の中の個人にして、獨立的存在としての個人はあり得ない。それは、實に共同體精神の運搬者としての個人でなければならぬ(3)。(4)。共同體の下の個人とは、現在の國家及び社會の條件の下にあつては、必然的に一應民族的に規定せられることとなる(5)。勿論、最高度の段階にあつては全人類の包括を以つて第一條件としなければならぬであらう。この意味に於ては、現在のナチスの共同體論も完全なものとはいひ難いことは勿論である。現在ナチスのとる共同體は、上述の如き意味より自然的生物學的共

同體にして同時に歴史的文化的共同體でもある。斯くの如き共同體が連帶的に將來に向つて進展しその運命を共にするといふ點よりは宿命的共同體にして、所謂運命團體でなければならぬ。この共同體を指導し、その運命を開拓するものが所謂ナチスの指導者國家であるのである。この指導者國家は民族共同體の指導を實行するものであるから、民族的指導者國家であることとなる(6)(7)(8)。指導者國家とは、實に、民族共同體の維持發展を實現し助成する爲の手段でなければならぬ。蓋し民族的共同體こそ、政治的決定的價値にして同時に最高唯一の價値であるからである。只、理論上より考察すれば、指導者國家を全體國家として規定するか、民族國家として規定するかは究明の餘地を有するところにして、事實上尙ほ未解決の分野であると稱して差支へないのである。蓋し國家の要求する全體性とその下に立つナチスの云ふ民族とは必ずしも一致しないからである。されば、國家概念の規定に關しても、或は、民族の生活様式であると解し、或は一の官廳機構乃至装置 (Behördenapparat oder Beamtenapparat) であると解し、或は民族の政治的形態であるとなし、或は一の組織であると解してゐるが如くである。すなはちケルロイター、ヘーン、フーバー、クリューガーの各見解の相違を想起すればいゝ。カール・シュミット及びフォースト・ホッホの如きは全體國家と一致し、民族國家は指導者國家と一致するものと

主張するものゝ如くであるが、ケルロイターの如きは、全體國家はファシズム國家としてこそ成立すれ、従つて非民族國家に隨するものでこそあれ、決して指導者國家とは一致し得ざるものであると説く。されば、國家の本質の規定を廻つて理論的には尙ほ解決されてゐないものであると稱して差支へないのである。

- (1) H. Holtz, Das Staatsnotrecht, S. 56, S. 57.
- (2) Huber, Verfassung, S. 91.
- (3) Höhn, vom Wesen der Gemeinschaft, S. 9.
- (4) Vgl. a. a. O. S. 14—16.
- (5) Vgl. a. a. O. S. 26, S. 28.
- (6) O. Koellreuter, a. a. O. S. 128.
- (7) Huber, Die deutsche Staatswissenschaft, S. 40. ff.
- (8) Becker, Diktatur und Führung, S. 24.

ナチス國家が民族共同體として生成して居り、更にその上に將來も延びて行くものとすれば、この共同體の構成員は當然に民主主義國家に於けるそれと異つて来る。民主主義の下にあつては、その成員は完全に獨立せる個人にして、彼は自己の名に於て自ら行動すべき權利、謂はゞ基本權を有して居り、且つこれは國家の當然に承認するところにして、何れも憲法の中に明白に規

定するところでもある。こゝに於ては、個人は國家の單位にして、又同時にその集積の上にこの國家が成立するものである。然るに、ナチス國家の場合に於ては、民族自體が單位にして、個人ではない。個人は民族の一分岐に過ぎずして、全民族の意思の事實上の運搬者たるに過ぎない。斯くて個人は民族を前提とし、この下にこの名の下に於てのみ行動しなければならぬ。さればこそ、公益は私益に先んじ(1)、私益の先行は堅く禁止せられるのみならず、思想も又斯くの如くに運用せられねばならない。個人の基本権もドイツに於ては事實上公式的に停止せられてゐる(2)。右の如き事情の結果、その時、その場所の下に居住し生活する社會成員の一定のタイプが理論上考へられるであらう。すなはち、人間定型の問題が生起することゝならう。大別してナチス國家の下に立つが如き民族人、民主主義國家の下に立つ利益人或はエコノミスト換言すれば個人、社會主義國家の下に立つ階級人の三分類が明白となる。この中、個人主義的見地に立脚する個人は、單に個人の爲に、すなはち自己の爲に、自己の名に於て又自己の責任に於て行動しこゝに自己利益と他人利益との均衡の法則が完成し、この限度に於ける自由・平等及び獨立の社會關係が成就し、これ等の三要素としての理念の完全な權化としての具體者が理想的な人間として、所謂、紳士として規定せられるところのものである。個人は、獨立人にして紳士なのである。

この對極者として對象せられ、その破壊の上に立つものとして規定せられるものが階級人である。蓋しこれは階級解放を、有産者に對する無産者の解放を求め、この爲の活動を及びその見地の上に立つ人生觀を持するものであるからである。前者の紳士に對して、この後者は勞働者又は野蠻人たるの性格を有つことゝならう。この二者に對して民族人は、兩者の具體的綜合の上に立つものにして民族の獨立發展及びその使命の遂行を目的とする特定の間定型なのである。これは既述の如く歴史的種族的及び文化的特殊性を具體的に具有するものであるから、所謂運命的共同體であるのであるから自ら必要に應じて平和的な行動を一の職能として營むこともあり得る。共同的市民乃至民族人なる言葉はこゝにその原因を胚胎せしめてゐるものと考へられる。民族共同體がその使命の實現貫徹の爲に當然に全體性を有つことをその特質とすることよりして、全體と部分、その下に立つ政治經濟文化が一に融合した完全なる共同體として成長することを理念とするに到ることは明白である。現實に、民族共同體と國家とが一致してゐるといふことは元よりあり得ないものと云へるが、理念としては要請し得るであらう(3)。

(1) この經濟統制法則の法律的表現は、次の命題である、「公法は私法に優先する」これである。この極限は私法の公法化、これである。

(2) Verordnung des Reichspräsident zur Schutz vom Volk und Staat

第四章 ドイツに於ける國家と經濟

(c) Hohn, Rechtsgemeinschaft und Volksgemeinschaft. S. 72. ff.

ナチス國家に於ては民族共同體の理念に向つて一定民族の使命の完成されるといふことが、絶對命令であるのであるから、この共同體自身が内部的に有機的に組織立てられ而して之を代表し同時に指導して行くが如くになつてゐなければならぬ。全體としての共同體が組織上更に部分たる各共同體を包含してゐるものである。この中心的存在としての中樞地位に所謂指導者、フュラーが位置し指導して行くものである。

ナチスは、一民族、一指導者、一國家なる表現を以てこの重要性を明示してゐる。このフュラーの下にこの命を受けて各共同體の爲に指導の任に當るものが下級指導者である。ナチスに於ては、これをライターなる表現を以つて明示してゐる。この上下の兩指導者の關係は、下への權威、上への責任の遂行に於て完全に具體化される(1)。實に、この指導者こそは、民族意思、換言すれば民族的共同意志の運搬者でなければならぬ(2)。而して又この指導者は全民族の眞實な意思を眞實の總意を自己の中に形成し(3)、民族の共同的意思を把握し、民族全體意思を自らに具現し、實行に移さねばならない(4)。斯くの如くに指導者は民族の眞實の意思を形成し把握し、而して民族の政治的統一性及び全體性を成就せんとするものである(5)。されば、指導者の意思は、形

式上は個人的意思の如くに思惟せられるけれども、客觀的には然らずして自己の個人的意思は捨て只管自己を全共同體の部分に見る。この部分の全體の關係に於て充分に結合すべく努力し、遂にその上に出でて客觀的價值としての民族の意思までもつかみしものと考へるのである。當然に自己の個人的意思にも、又自己以外の他人の個人的意思にも異り反對して居るものと見なければならぬ。單にその時の民族の有する主觀的氣分、意思又は確信といふが如きものとは異なる客觀的な眞實に民族の眞意思を代表するものを把握し、その運搬者たる地位につくものが、ナチスのいふところの指導者の觀念であり、理念である。こゝにいふところの民族意思は、假令全體意思(gesamtwille)・共同意思(gemeinwille)乃至眞の意思といふ風に種々に表現せられてゐるけれども、事實のところ民族共同體の眞意思といふに過ぎないのであつて、一般に民主主義の下に於て所謂過半数採決主義原理に依つて構成される總意、全體意思、共同意思等とは理論上相異つてゐるものと看做さなければならぬであらう。すなはち、後者の過半数主義の下に生ずる全體意思は、個人の意思が基點を爲し、これを重視し、斯るが故に個人利益の爲に便宜なものとしてその手段として構成せられたものであつて、決して個人の意思及び個人の利益と相反するものではないのである。然るに前者にあつては、個人意思、個人利益とは相反する意思、利益の追求が

特別の目的を爲してゐるものにして、そこに具體的に利益なり意思の對象物なりが存することを要しないのである。こゝでは民族の發展の爲の大道の示す方向に進展すべき必要不可欠の理念に従つて構成せられる民族發展の本質上將來及び現在の爲に具體化せられた民族の爲の意思にして従つて、その時の諸々の條件、意思及び利益等に相反する傾向を有するものである。この本質的なものが指導者を通じて具體化されたものと考へるものである(6)。斯の如くにして、指導者は、個人意思及び個人利益に相反することを明白に認識しつゝも共同體の本然の要求より出でたるその意思たることを唯一の條件として之を全共同體の爲に具體化し運搬者としての任務を遂行すべき責任者なのである。實に指導者はこの共同體の精神の中に於て方向を與へつゝ先に立つて進まねばならない(7)。眞正な指導者のみがその人格に於て、民族精神、民族意思とを具現するものである(8)。この指導者を通じて民族共同體は統一性と全體性とを獲得するに到るのである。元より指導者が法人の機關と異なることは勿論である。更に彼が下級の指導者と同一でないことはいふまでもない。亦、指導者が獨裁者と近い多くの性質を有することは認められるけれども、全く同一でもないことも明白である。

(1) Hitler, mein Kampf, S. 493.

(2) Huber, Verfassung, S. 91

(3) Vgl a. a. O. S. 91.

(4) Vgl a. a. O. S. 92.

(5) Vgl a. a. O. S. 92.

(6) Vgl S. 92.

(7) Hohn, Führer od. Staatsperson ? in D. I. Z. 40. Jahrgang, 1935, S. 68.

(8) Koellreuter, Dt. Verf. R. S. 131.

指導者が眞の民族精神及び目的の實現の具體者として不可避的に機能すべき位置に置かれてゐるものとすれば、かゝる指導者こそは實にその能力に於て人格に於て、又その行動に於て全民族中に於ても最も完全な人格者にして且つ同時に能力者兼實行家でなければならぬであらう。それは民族の未來を達觀して現在を規定し現在の顯在的な又は潜在的な諸條件を統一的に活動せしめる爲に一切の權力を執行し得る。そこには常人の窺知し得ざる諸條件及び諸關係の存在を否定し得ないが故に、指導者に對する評價は爲し得ないし、又爲す可らざるものでなければならぬであらう(1)。又指導者にして恣意的な個人的な若しくは誤れる政策を實行し、従つて共同體の有つ精神に合致し得ず、尙ほ依然としてその位置に居り權力を實行に移すものとすれば、所謂獨裁者に轉化したものと看做さねばならない。もとよりこゝにいふ指導者及び獨裁者の規定は理論

上の規定にして、一個の範疇としての概念を規定するものであるから、實際上のものとは一致し得ないことは豫め了解して置かねばならないであらう。しかし、とも角、指導者にして上述の共同精神の本質的具現者として現はれる限り、指導者の權威は絶対なものとして結論しなければならぬ。これは一の派生的屬性にして、指導者の有つ本質より流露するものである。この上からの指導は下よりの扈從 (gefolgschaft) に依つて應へられ、その内容が完全に實現され完成されるものである。この扈從は、一方的意思への從屬を特色とする服從に非ずして、自發的能動的に指導に従ひ、指導者に對しては絶対的の忠誠及び信頼を條件としてゐるものである。而して扈從者は指導者に對して絶対的責任を以つて自らの行動を完成しなければならぬ。斯くの如くにと下との結合の上に行はれる政治が共同體の行爲である。又、斯くの如き關係は全共同體の公的生活のすみずみ迄に滲透してゐるものと考へねばならぬ(2)。この限度を行政及び軍隊内部に於ては行はれずとして除外するものもある(3)。フーバーは、この指導扈從の關係は法的關係をも有するが、政治的倫理的方面に重點を有するものと解すべきことを強調してゐる。即ち、指導秩序は扈從者の忠誠と責任とに依つて生きるものである。しかし、指導秩序は同時に又指導者がその任務及び扈從に對して責任と忠誠とを有することを重視するものである。この指導者性に依

つて基礎づけられる責任より強い責任は存しない。蓋しこの責任は議會組織に於けるが如く議會に依る免責はなく唯民族の歴史的任務による證明のみが存在するからである。指導者及びその指導についての解釋は、色々と爲し得られることは勿論であるが、しかしこの近代共同體の成立が既に歴史的に政治的に規定せられたその所謂運命の打解を唯一の使命とする點よりして自らその解釋の方法及び限度が明示せられてゐるものゝ如くである。この點よりすれば凡ての共同體の解釋は既に決定せられてゐるのである。

(1) Höhn, Rechtsgemeinschaft und Volksgemeinschaft. S. 64.

(2) Huber, a. a. O. S. 94.

(3) Höhn, Die Wandlung im staatlichen Denken. S. 34. ff.

指導者國家に於て特徴的事項として擧示せられるものに、統一性の問題がある。この統一性は地域的及び機關的分權制の廢止に伴ふ統合に於て具體化されるものであるが、指導者國家の特質を暗示するものとしては後者の廢止に伴ふ統一が指示せらるべきである。機關的廢止は、いふまでもなく三權分立制の廢止を意味する。すなはち、立法行政及び司法機關の對立を廢し、これを統合し、國家權力の下に集中して、指導者が決定を行ふものである。

第一に議會の立法權は事實上消滅してゐる。ナチス政府は議會の同意なくして法律を制定してゐる。そのみならず、さらに、政府は新憲法の制定權をも認められてゐるのである(2)。而して議會自體は、單一政黨のみ許可され、従前の既成政黨の維持及び新政黨の結成を禁止し(3)、従つてこゝに比例代表制の消滅を惹起し、同時に指導者の決定に對して絶對的に扨從せしめる結果を生ぜしめるに到つたのである。斯くて議會の従前の機能的原理は完全に廢止せられるに到つたのである(4)。

- (1) Gesetz zur Behebung der Not von Volk und Reich.
- (2) Gesetz über den Neuaufbaugesetz der Reichs. art. 4.
- (3) Gesetz gegen die Neubildung von Parteien. ナチス治下の政黨は N・S・D・A・P のみ。
- (4) Koellreuter, a. a. O. S. 146.

第二に行政權の獨立の問題であるが、之は従前の凡ての場合と異り指導者一身に專屬し他の如何なるもの、媒介をも認められない獨特の關係に立つものである。政府自身が指導者の信任に依つて定まる(1)。他の國務大臣も又指導者の任命に屬し、指導者に對してのみ責任を負ふものである(2)。行政の中心は指導者のみにして、他のもの、獨立的存在及び機能は一切これを認めないのである。行政權の一切が指導者に歸一してゐることを立證するものである。ワイマール政府

は議會の信任を保有し(3)、政府の意思は表決に依つて決定されてゐるのである。又、こゝでは國務大臣は宰相の從屬者として宰相の名前に於てその委任の範圍内の行動を認められてゐる。ナチス國家に於ては國務大臣は指導者の輔弼者として行動し、之を吟味、斟酌して自由に指導者は決定處置をする。實に、國務大臣は指導者の下級指導者たるに過ぎないのである。従つて、國務大臣の副署も、従前のそれと異り責任の根據とはならないこととなるものと解されてゐる。

- (1) Koellreuter, a. a. O. S. 187.
- (2) Gesetz über den E. des Reichsministers und des Mitglieders der Landesregierungen.
- (3) ワイマール憲法第五十四條參照。

第三に司法權の獨立の問題であるが、立法、行政にして既に獨立性を喪失し、凡て指導者に依つて決定せられ指導せられるものである限り、裁判も又政治指導に従ふものであることは勿論である(1)。但しこの司法權の獨立性の問題は、尙ほ決定的に明示せられてゐる譯ではない(2)。

- (1) ケルロイターは、これに反對の如くである。カール・シュニットは正當と認める如くである。
- (2) この問題は、ワイマール憲法第十條の效力問題に過ぎない。

上述の如く、三權分立制は法理上及び事實上廢止せられてゐる。それは凡て國家の掌中に、指

導者の掌中に收められ統一せられ、而して指導者の共同体全成員とが一體となり、信頼と忠誠に依つて結合し、簡潔に直載に且つ效果的にその運命を開拓せんとして、指導者の専決に一任せられてあるものである。

指導者國家は、單一政黨國家 (Einparteistat) である。この點に於ても民主主義國家が多數政黨國家 (Parteienstat) であるのと對照的である。ナチス國家に於ける唯一の公認政黨としての NSDAP は、指導者國家に於ける國家思想の運搬者にして (1)(2)、公法人と規定せられてゐる。この單一政黨たる NSDAP は一政治的共同體としての政黨にして、指導者國家と合體し不可分の關係に立つものといはれる (3)。但しこの單一政黨のみの許容は、ソヴェート及び其他の獨裁制國家のそれと本質上異なるものであることをナチス學者は反覆して説明してゐる。而してこの政黨が細胞的に分岐し強大な組織を以つて全民族と結合し、これを指導し、更に國家に反應せしめ、據つて以つて國家の建設維持及び確保を確立せしめんとするものである。斯るが故に民族の中に積極的に働きかけ、その計劃の實施に入ることが出来る。されば、この點指導者國家を以つて運動國家 (Bewegungsstat) とも稱するのである。

(1) Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat art. 1.

(2) Huber, Verfassung S. 147.

(3) Gesetz zur Sicherung der Einheit von Partei und Staat art. 1.

第一條 NSDAP はドイツ國家思想の運搬者にして且國家と不可分に結合せるものとす。

(4) Huber, a. a. O. S. 157.

第五章 經濟・政治の發展と人間定型化の問題

今日ほど人間が何を爲すべきであるかについて多く語られてゐる時代はない。しかしこのことにつき今日ほど少く知れる時代はない。

今日ほど人間が歴史的な多くの行爲をしてゐる時代はない。しかしこの人間の歴史的行爲につき今日ほど僅かしか知られてゐる時代はない。

今日ほど人間の行爲が歴史的價値を有してゐる時代はない。蓋し人間の行爲が實に量的に見て全世界的規模を有し、質的に見て人間の存在性を決定する程の轉換をしてゐるからである。

凡ての人間は斯くの如き歴史的行爲に参加してゐる。而してこの参加は事實的にして且つ絶對的である、何人と雖もこの参加より逃れることは出来ない。亦、この参加は意識的であると無意識的であると、意思的であると無意思的であるとを問はない。實にこの参加は人間の知る前に既に行はれてゐるものにして、これを知り語り批判する時はその遙か後のことである。

斯くてその批判は事實の進行に對しては何等の影響をも與へるものに非ずして、むしろ一種の事後承諾を意味するに過ぎない。現在眼前に行はれ、展開されつゝある人間の行爲と人間との關係、亦この人間の行爲とその意義の把握との關係は、前後して隔離してゐる。人間は自ら創造した歴史を後より追跡し、批判し、體系化してゐる。それも本質的な批判の見地からではなくして相對的主觀的な見地から爲されることが少くない。このことは、當然に人間の行爲に對する了解批判を相對的に狭くしてゐる。この故に一般的に人間行爲の歴史性を更にその世界的領域に互れる且つ人間の存在の價値を決定する行爲を把握することにおいて完全的とはなり得ない。

二

何故に斯くの如くに人間行爲の知識への先行が行はれ、何故に、現在における人間行爲が世界的意義を有してゐるにもかゝはらず、而も全世界の凡ての人々が参加してゐるにもかゝはらず又人間の存在が問題となり自らがその一員として存在してゐるにかゝはらず、その意義が少く了解されてゐるかを明白にすれば、上述の疑問は一應解消するであらう。右の第一の問題は、第三の問題を解消すれば自ら了解される性質のものである。しかし、要約すれば「太初に行爲ありき」といふ古い命題に盡きるであらう。しかしこゝでは特に哲學上の認識論、知識論又は存在論

から究明するを要しない。第二の問題は、現存世界の世界社會化と國家社會化との相刻の問題でもある。

二五二

世界社會は、就中文化的經濟的共同態の上に成立するものにして、更に言語的及び宗教的共同態をも隨伴してゐる。而してこの共同態の中最も根底的にして且つ有力なものは、經濟的共同態にして、従つて、世界社會はこの基幹の上に本質上成立してゐるものと看做し得る。

實に近世世界社會は世界經濟の下に構成された社會なのである。従つて、經濟機構が社會の縦帯を爲してゐることも明白である。

近代經濟は商品生産及び賣買を營むことによつて成立することは勿論であるが、同時に該商品の生産及び賣買の關係者の自由平等並びに獨立をも前提するものにして當然に經濟社會成員の更に社會成員一般の亦國民一般の自由、平等並びに獨立を前提とし且つ具體化するものである。斯くしてこの社會成員の行動は自由、平等並びに獨立をモットーとすることとなり、所謂自由主義が國際的に支配し、世界經濟はこれに規整されて成立する。さればこの意味における近世社會はその範圍の廣汎なものにかゝはらず、自由、平等及び獨立の原則の上に成立し更に文化的、宗教的、言語的及び國家的結合に依つて意義づけられ、強固にされてゐる。

こゝでは民族、歴史及び國家の相違性は、上述の原則に調和的に作用し、敢えて分裂的に矛盾的に作用しない。従つて、この世界社會の發展は益々この世界の同化的傾向を招來し、萬人の平等、獨立及び自由を保障するものと考へられる。斯くの如き自由主義は、個人の自由の上に立つが故に、又個人主義でもある。

この個人主義、自由主義の主體としての個人は實にこの經濟社會の絶對的構成單位にして、同時に斯る自由・平等及び獨立の條件を豊富に保有するものが、最も理想的な人間であると考へられる。吾々はこの社會の人間定型を以て個人とする。この如き個人は、英米等の最も發達せる經濟を有する社會に多く見出し得る。この個人は具體的には、商人、政治家、紳士等であり、又、市民であり、普通人である。抽象的には、それは、これ等の普通人の理想的性質の總計であり、従つて、その平均人であることとなる。多くそれは國民と呼び慣らされてゐる。

右の經濟社會は個人を單位とする自由社會である。この自由社會は、同時に競争社會でもある。自由は形式上凡ての人間に即ち有つ者にも有たざる者にも一樣に與へられてゐるのであるが、事實上より見れば、兩者には各々相異なる結果を示す、無産者の有産者への從屬これである。形式上の自由は、こゝには影を沒する。當然に、平等も獨立も制限を受ける。富の集積集中は従つて有

産者には自由、無産者には制限された自由を與へ、その増大は階級的區分を發生せしめる。斯くて有産者階級と無産者階級との對立を生み、同時に世界的に連結することによつて、世界的經濟共同態の分裂を生み、一面經濟的自由の獲得の爲に他面政治的自由を獲得し利用せんとし益々兩者の矛盾を擴大する傾向を有つ、斯る情勢の下に生れる人間定型は當然に所謂プロレタリアートにして、階級人である。

こゝに吾々は人間定型として、個人と階級人とを指摘したのであるが、特に留意しなければならぬことは、兩者とも同一社會の同一經濟の下に生れる二種類の定型であるといふことである。されば、何れも經濟的文化的共同態の產物としての性格を有つのみにして他の共同性は凡て將來の創造に俟つことを特色とする。而して更に考へねばならないことは、經濟的發展の行はれる限り、相對的に擴大せられるものであるといふことである。

反對に經濟的發展の緩慢化乃至停頓は、世界經濟の縮少分解の過程であるから、従つて、人間類型の上にも變化が及ぼさざるを得ない。この時個人及び階級人の有つ世界的共同態性は國家的乃至民族的共同態の分野に迄縮少される。

斯くて知る、従前の經濟的社會的規模及びその縱帯は極めて流動的にして、その時の景氣變動

の波動の大小に依つて左右せられるものであることを。而して、又、その上に生れる人間定型も極めて流動的短命的なものであることを。

斯くの如くに世界社會はその有する經濟的自由の故に一面に於て階級人を生み、これが一定の共同態の領域に於て理想的人間定型として特徴づけられるに到る。

三

凡ての個人は世界經濟・世界社會の生産物である。亦、階級人も同様である。従つて凡ての個人の意識の如何・意思の如何を問はず、生れながらにして斯くの如き一般前提の下に立つが故に、その個人の動作・活動は世界社會の秩序内に於て生起することとなる。併し乍ら各自の行動は眼前の直接的關係事項のみを指して實行せられてゐるが故に、何人も全般の事項を知ることが出來ない。知ることの如何を問はずに、その行動の事實的結果は相關聯して世界的に影響し合つて進展する。世界社會化の進展は愈々この如き關係をば複雑にする。實に、個人の行動は主觀的であるにしても、結果は客觀性を帯びる。

而してこの客觀性は何人にも即時には知ることが出來ない。吾々が知り得るものは、體系づけられた歴史を後より見ることに依つて知り得るといふことである。こゝに第一に提起した行動の

知識への先行性を確認せざるを得ないことになる。

而してこゝに世界史的存在としての個人が如何にその自己の、行動と意義とを理解することの極めて少いかと了解されるであらう。實に、個人は對立的、部分にして普遍であり、一にして他であり、私人にして公人(社會人)であり、國民にして世界人である。國民にして社會人である吾吾は一たることを、私人たることを、國民たることのみを知つて、他を忘却してゐる。こゝに重大な矛盾が生ずる。世界的規模における經濟的社會的危機分裂の傾向は、同時に個人・階級人の危機を生み、この段階の人間行爲は當然に重大性を帯びる。

又人間行爲の適不適の如何は、従前の人間的定型としての個人性・階級人性を制限し剝奪し消滅せしめる。この故に人間行爲の價值性は従前に比して高まる。併しこの人間行爲の方向は、その屬する經濟的社會的共同態の存在の仕方によつて決定されてゐるが故に、共同態性の變化は當然に人間行爲の方向を左右するに到る。斯くて新たな方向に向ふか又は従前の方向の維持に向ふかは個人の問題ではない。

而してこの如くに人間の存在の方法性質が現在轉換しつゝある點より、人間定型を問題とし、同時にその意義を知らんとするのである。吾々は、以上の關係より人間が何を爲すべきであるか

も自ら規定せられてゐることを知らねばならない。

四

世界經濟化・世界社會化は當然の歸結としてこの下に生活する人間を個人乃至市民として、又階級人乃至プロレタリアートとしての性格を與へこの定型を標準型たらしめる。

之が一般的支配的である限り、國家も之に一定身分を與へ且つ必要な限度において順應する。併しこの經濟及び社會は本來分裂的・個人的・不統一であるが故に、その矛盾の激化と共に國家經濟化(民族社會化)に轉移する。此處では經濟の相對的統一性計劃性が支配し、範圍は國家的支配領土の部分に、且つ其處に居住する國民又は民族を中心に實現せられる。従つてこの社會の成員は原則として民族を中心とするが故に、土着的な文化・歴史及び宗教も特定の價值を有つ、斯くの如き段階の經濟の擔當者、社會の構成員は、従前の個人とは異り全體との必然的直接的關係を有つ部分としての人間でなければならぬし、更に國民的、民族的歴史的性格を具有する者でなければならぬ。

されば斯る人間定型は民族人として規定し得る。ケルロイターは「強い共同體精神を有し國民社會主義的世界觀の下に民族使命遂行に邁進する」人間こそこの民族人であるといふ。斯る民族

人を人間定型たらしめるものは、實に經濟的・國家的諸力の綜合結果にして國家性の表面的となる點が個人の場合と異なるものと考へられる。此例としてドイツを見る。

民族共同態としてのドイツ社會であり、ドイツ國家である。併し共同態である限り、その内部も他の共同體との關聯も合理的に處理されねばならない。統一的計劃的に處理せられる限り、その擔當者は敢て民族人であるか否かは重要ではなくして最も有能なる人間が重要なのである。さればこの點より技術人としての人間定型が要請せられることとなる。特に統一的に作用する共同態が擴大され、ばされる程凡る事務を綜合的に處理する能力者でなければならぬ。彼は經濟的技術的及び社會的政治的經營の能力を綜合的に具備するものでなければならぬ。従つて吾々はこゝに民族人と技術人との二定型を有つこととなる。

五

吾々は以上社會化的傾向の下に個人と階級人、國家的傾向の下に民族人と技術人との人間定型が生れ、これが各時代の一般人の代表的タイプであることを見たのであるが、凡る國が、凡る人間が同一條件の下に立つてゐる譯ではないのであるから、同時に凡てが同一定型を要請するものではないことは明白である。

國により社會によつて各々その定型は異るとしても現代が何れかの定型の人間を要求しつゝあることは了解し得る。

人間が何を爲すべきかは本質上は主觀的な問題ではなくして客觀的なものにして、その課題は既に與へられてゐるものである。課題の解決が完全な人間によつて即ち課題の要求する定型の人間によつて實行せられる限り、人間は先づその要求せられる定型人たらねばならない。この定型人として始めて何をなすべきかと了解され把握されるであらう。

經濟國家機能論〔完〕

昭和十六年 二月初版印刷
昭和十六年 二月初版發行

經濟國家機能論
定價金貳圓貳拾錢

著者

麻生平八郎

發行者

東京市神田區神保町二丁目二番地
株式會社 巖松堂書店
代表者 波多野一



印刷者

東京市淀橋區戸塚町一丁目二二〇番地
河田保治

發兌元

東京市神田區
神保町二丁目

巖松堂書店

電話九段(33) 四一三五番 四一三六番
四一三七番 四一三八番
換替口座東京六五五六番



購入

3101



3304

